令和６年度

市町村・県民税

特別徴収のしおり

特別徴収についての問い合わせ先

伊那市役所　税務課　市民税係
〒396-8617 長野県伊那市下新田3050番地
電 話　0265（78）４１１１　内線 2235～2239
FAX　0265（74）１２５１

辰野町役場　住民税務課　住民税係
〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地
電 話　0266（41）１１１１
FAX　0266（41）０５７５

飯島町役場　住民税務課　税務係
〒399-3797 長野県上伊那郡飯島町飯島2537番地
電 話　0265（86）３１１１
FAX　0265（86）２２２５

中川村役場　住民税務課　税務係
〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045番地1
電 話　0265（88）３００１
FAX　0265（88）３８９０

駒ヶ根市役所　総務部　税務課　市民税係
〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号
電 話　0265（83）２１１１　内線 273～275
FAX　0265（83）４３４８

箕輪町役場　住民税務課　住民税係
〒399-4695 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298番地
電 話　0265（79）３１４６（直通）
FAX　0265（79）０２３０

南箕輪村役場　財務課　税務係
〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1
電 話　0265（72）２３２１（直通）
FAX　0265（73）９７９９

宮田村役場　住民課　税務係
〒399-4392 長野県上伊那郡宮田村98番地
電 話　0265（85）３１８２（直通）
FAX　0265（85）４７２５

目　　次

◇特別徴収のあらまし
1．市町村・県民税の特別徴収について …… 1
2．特別徴収義務者の指定について …… 1
3．特別徴収税額通知書の取扱いについて …… 1

◇特別徴収事務処理要領
1．特別徴収の方法と納入について …… 2
2．月割額の変更について …… 2
3．納税者に異動が生じた場合 …… 2
4．退職者等の未徴収税額の取扱いについて …… 2
5．特別徴収税額を滞納したとき …… 3
6．通知税額に不服のある場合 …… 3

◇特別徴収の納期の特例について …… 4

◇退職所得に対する市町村・県民税の取扱いについて
1．退職所得の金額 …… 4
2．特別徴収すべき税額の計算方法 …… 5
3．納入について …… 5

◇特別徴収納入書の取扱いについて …… 6～7

◇給与所得者異動届出書について …… 8
異動届出書記載例　1.退職(特別徴収→普通徴収) …… 9
異動届出書記載例　2.退職(一括徴収) …… 10
異動届出書記載例　3.就職(特別徴収の開始) …… 11
異動届出書記載例　4.転勤(特別徴収の継続) …… 12
異動届出書用紙　5枚
特別徴収義務者所在地・名称変更届出書　1枚

特別徴収のあらまし

１．市町村・県民税の特別徴収について

特別徴収とは、納税者の便宜を図る目的から、市町村長により特別徴収義務者の指定を受けた給与支払者が、毎月支払う給与等から市町村・県民税を徴収し、本人に代わって納めていただく制度のことです。

２．特別徴収義務者の指定について

市町村長は、地方税法第 321 条の４および各市町村条例の規定により、４月１日現在の給与支払者（源泉徴収義務者）を特別徴収義務者に指定します。

なお、任意に指定取消の申出や、指定拒否はできません。

３．特別徴収税額通知書の取扱いについて

○特別徴収義務者への通知……市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

→　特別徴収義務者の納入すべき月割額の確認に使います。

○納税者（従業員）への通知……市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

→　５月 31 日までに納税者本人にお渡しください。

※今回送付分に、退職・転勤等により特別徴収できない納税者が含まれていた場合は、５月 17 日までにご連絡ください。

特別徴収事務処理要領

1．特別徴収の方法と納入について

「特別徴収税額通知書」による納税者の月割額を給与等支払いの際徴収し、徴収した月の**翌月 10 日**（土曜日の場合は翌々日、休日の場合は翌日）までに別綴りの納入書により納入してください。取扱い金融機関については納入書綴の表紙裏面を参照してください。

なお、特別徴収税額通知書が各納税者（従業員）の月割額の合計を示していますので、その月額と納入金額との照合を忘れずに行なってください。納入金額（徴収額）と通知書の金額が合わないときは、必ず市町村役場税務担当課にご連絡ください。（退職者については、下記４と４ページをご覧ください。）

2．月割額の変更について

特別徴収税額は年の途中で変更になる場合があります。この場合には、

○特別徴収義務者への通知……給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

○納税者（従業員）への通知……給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

を送付しますので、変更後の月割額により徴収してください。

※納入の際は、納入書の記入が必要です。６ページを参照の上、記入ください。

3．納税者に異動が生じた場合

退職・転勤・休職等により給与等の支払いがなくなる場合には８ページを参照していただき、給与を支払わないこととなった日の属する月の翌月 10 日までに「給与所得者異動届出書」を提出してください。（9 ～ 12 ページの記載例を参考にしてください）

異動届出書の提出が遅れますと、退職者等の税額が特別徴収義務者の滞納額とみなされ、督促状を送付することがありますので、すみやかに提出をお願いします。

4．退職者等の未徴収税額の取扱いについて（地方税法第 321 条の５第２項）

(1)　退職等により未徴収税額がある場合には、次により**事業所で一括徴収**してください。

①　６月１日から 12 月 31 日までの間は、本人の了解を得て未徴収税額を給与等から一括徴収してください。

（異動届出書に本人の確認欄があります。）

② 1月1日から4月30日までの間は、一括徴収が義務付けられています。本人の了解を得る必要はありませんので、未徴収税額を給与等から一括徴収してください。

③ 一括徴収した税額は、次に納期の到来する月の特別徴収月割額に加算し、納入してください。
（退職所得に対する税額とは異なりますので、納入書の記載にはご注意ください。）

④ 異動届出書に必要事項を記入し、すみやかに提出してください（記載例を参考にしてください。）

⑵ 一括徴収ができない場合は、次によってください。

異動届出書の「異動後の未徴収税額の徴収」欄の「3．普通徴収」に〇印をし、その他必要事項を記入の上、提出してください。異動届出書が提出されますと、未徴収税額を普通徴収（個人納付）に切り替え、納税者に直接通知します。ただし、10月以降に受理した異動届出書についての未徴収税額は、一回の納期で納めていただくことになりますので、従業員の方にその旨お伝えください。

5．特別徴収税額を滞納したとき（地方税法第326条・第329条・第330条・第331条等）

督促状を発した日から10日を経過した日までに税金を完納しないときは、滞納処分を受けることになります。

この税金を納期限までに完納しないときは、その翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（その年の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1％の割合を加算した割合〈以下「延滞金特例基準割合」が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年1％の割合を加算した割合〈当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合〉）を乗じて計算した延滞金と、督促状を発した場合は各市町村条例の規定により督促手数料（1通につき100円）が徴収されます。

6．通知税額に不服のある場合

通知した税額に不服のある場合は、通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に、市町村長に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求は、指定番号・氏名・市町村整理番号および理由を明記し、文書で提出してください。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として特別徴収税額決定の取消しの訴えを提起することができます。詳しくは特別徴収税額の決定（変更）通知書をご覧ください。

特別徴収の納期の特例について

（地方税法第 321 条の５の２）

給与の支払いを受けるものが、常時 10 人未満である事務所・事業所の特別徴収義務者に限り、市町村長の承認を受けて、その事務所・事業所において支払った給与について徴収した特別徴収税額を２回（11 月分、５月分）の納期によって納入することができます。詳細につきましては、市町村役場税務担当課までお問い合わせください。

退職所得に対する市町村・県民税の取扱いについて

（地方税法第 328 条・第 328 条の４）

退職所得に対する個人の市町村・県民税は、退職手当等の支払者が退職所得の金額に応じ税額を算出し、支払金額からその税額を徴収することとされています。

1. 退職所得の金額

退職所得の金額は、次の算式によって計算します。

（右表により確認してください。）

退職所得の金額＝（収入金額－退職所得控除額(※1)**）× 1／2**(※2)

1,000 円未満の端数切捨て

※１　退職所得控除額の計算

退職所得控除額は、退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況により、次の算式によって計算した額です。

イ　勤続年数が 20 年以下の場合

40 万円×勤続年数（80 万円に満たないときは、80 万円）

ロ　勤続年数が 20 年を超える場合

800 万円＋ 70 万円×（勤続年数－ 20 年）

なお、退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記の金額に 100 万円を加算した金額が控除されることとなります。

※２　平成 25 年１月１日以降の勤続年数５年以下の法人役員等の退職手当について、退職所得控除を差し引いた残額を2分の1にする措置が廃止されました。

また、令和４年１月１日以降は、勤続年数５年以下の法人役員等以外への退職手当について、退職所得控除を差し引いた残額のうち 300 万円を超える部分についても、２分の１にする処置が廃止されました。

○源泉徴収のための退職所得控除額の表（所得税法別表第六）

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
2年以下	800 千円	1,800 千円	25年	11,500 千円	12,500 千円
3 年	1,200	2,200	26年	12,200	13,200
4 年	1,600	2,600	27年	12,900	13,900
5 年	2,000	3,000	28年	13,600	14,600
6 年	2,400	3,400	29年	14,300	15,300
7 年	2,800	3,800	30年	15,000	16,000
8 年	3,200	4,200	31年	15,700	16,700
9 年	3,600	4,600	32年	16,400	17,400
10年	4,000	5,000	33年	17,100	18,100
11年	4,400	5,400	34年	17,800	18,800
12年	4,800	5,800	35年	18,500	19,500
13年	5,200	6,200	36年	19,200	20,200
14年	5,600	6,600	37年	19,900	20,900
15年	6,000	7,000	38年	20,600	21,600
16年	6,400	7,400	39年	21,300	22,300
17年	6,800	7,800	40年	22,000	23,000
18年	7,200	8,200	41年以上	22,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに700千円を加算した金額	23,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに700千円を加算した金額
19年	7,600	8,600			
20年	8,000	9,000			
21年	8,700	9,700			
22年	9,400	10,400			
23年	10,100	11,100			
24年	10,800	11,800			

2．特別徴収すべき税額の計算方法

退職所得に対する個人の市町村・県民税は、退職所得の金額に、税率（市町村税は、6%、県民税は、4%）を適用したものが税額です。なお、退職所得に係る市町村・県民税の特別徴収税額早見表が必要な場合は、市町村役場税務担当課までお問い合わせください。

（参考）特別徴収税額計算の流れ　　A ＋ B ＝ 特別徴収税額

退職所得の金額（※1）	×	税率		＝	特別徴収税額（※2）	
		市町村民税	県民税		市町村民税額 A	県民税額 B
		6%	4%			

※1　退職所得の金額に千円未満の端数がある場合は、千円未満の金額を切り捨てる。

※2　特別徴収税額（市町村民税額、県税額）に、百円未満の端数がある場合は、それぞれ百円未満の端数を切り捨てる。

3．納入について

(1)　納　入　：　徴収した退職所得に対する税額は、徴収した月の翌月 10 日（土曜日の場合は翌々日、休日の場合は翌日）までに納入してください。

(2)　納入書　：　給与に係る納入書と同一のものを使用してください。給与分欄に当月の給与に係る特別徴収税額を、退職所得分の欄には退職金から徴収した退職所得に対する税額を記入し、合計額欄に合計額を記入してください。また、裏面の退職所得に係る納入申告書にも記入をお願いします。
マイナンバー法施行に伴い、平成 28 年 1 月 1 日以降に支払われる退職手当等について、納入申告書に法人の方の場合は法人番号、個人事業主の方の場合は個人番号の記載が必要となります。

※個人事業主の場合
特別徴収義務者が個人事業主の場合は、個人番号の記載が必要となりますが、納入書と納入申告書を別々で提出する必要があります。
その際、納入申告書については、金融機関を経由することなく、市町村役場税務課へ提出してください。（金融機関では個人番号を取り扱うことができません。）

特別徴収納入書の取扱いについて

◎納入書には当初課税の納入額が印字（①欄）されていますので、月割額等の変更がない場合の納入は②欄以下の記入は必要ありませんので、このままの状態で納入してください。また、納入書は直接機械で処理しますので、汚したり折り曲げないでください。

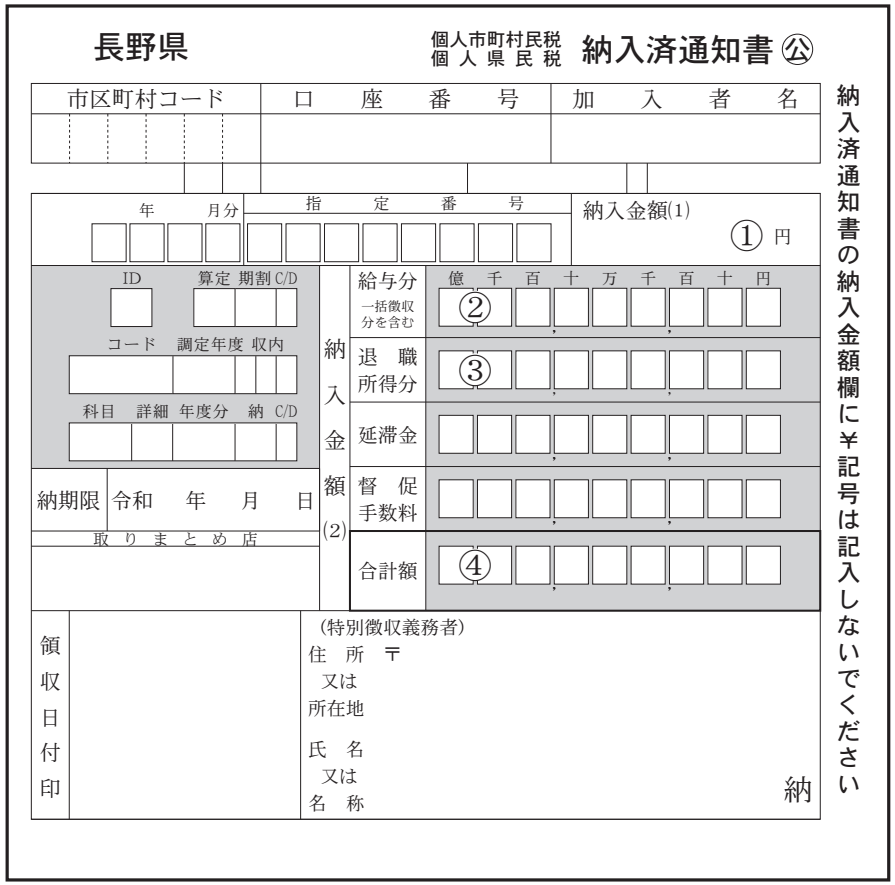

◎記入の必要がある場合

(1) 納入金額に変更がある場合

・月割額等の変更により当初課税の月割額と納入額が異なる場合、納入書はその月分を使用し、変更後の月割額を給与分②と合計額④の２ヶ所へ必ず記入してください。

・金額の頭に￥記号を記入しないでください。

・年、月分、指定番号等の記入は不要ですので記入しないでください。

(2) 納入書の使用月を間違えた場合

・後部に付いている予備の用紙へ、年・月分と②以下の欄を記入してください。

（例）令和6年度7月分　　令和 0 6 0 7（年 月分）

・納入金額にも変更がある場合は、(1)を参考に記入してください。

長野県　　個人市町村民税 個人県民税　納入済通知書㊞

市区町村コード	口座番号	加入者名

年　月分　指定番号　納入金額(1)　①　円

ID　算定 期割 C/D
コード　調定年度 収内
科目　詳細　年度分　納 C/D

納入金額(2)		
給与分（一括徴収分を含む）	②	億 千 百 十 万 千 百 十 円
退職所得分	③	
延滞金		
督促手数料		
合計額	④	

納期限　令和　年　月　日
取りまとめ店

領収日付印

（特別徴収義務者）
住所　〒
又は
所在地
氏名
又は
名称　納

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください

縦棒１本　すきまを開ける　上につきぬける　下へおろす　閉じる

数字の記入例

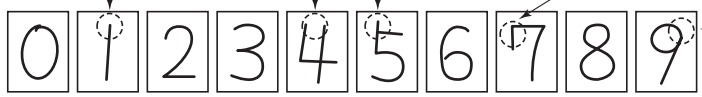

（この納入書はコンピュータで処理しますので、上記の記入例をよくみて□からはみ出さないように丁寧に記入してください。）

(3)　退職所得に対する税額がある場合

・給与分②にその月の月割額を、退職所得分③に退職所得に対する税額を、合計額④に②、③の合計額を記入してください。

・裏面の納入申告書への記入もお願いします。

（裏　面）

市町村民税 県民税　納入申告書　（受付印）

市町村長殿
令和　年　月　日　提出

年　月分　人員　人

退職手当等支払金額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
特別徴収税額　市町村民税	
特別徴収税額　県民税	

地方税法50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

（特別徴収義務者）
住所又は所在地　〒
氏名又は名称　印

法人番号又は個人番号

特別徴収にかかる給与所得者異動届出書について

異動があるときは非課税の方も含めて提出してください

◎給与所得者異動届出書は事業所（従業員）と市町村役場を結ぶ重要な書類です。
従業員の方に異動が生じた場合、すみやかに提出をお願いします。**〈翌月 10 日まで〉**

◎記載にあたっては、９～ 12 ページの記載例を参考にしてください。
貴事業所で徴収された月および未徴収税額の納入方法については、必ず記入してください。

◎１月１日から４月 30 日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

◎地方税電子申告システム（エルタックス）による提出が便利です。ご利用にあたってはエルタックスのホームページ https://www.eltax.lta.go.jp/ をご覧ください。

提出について

異動の内容により届出書の提出方法が異なりますのでご注意ください。

●退職・休職の場合 事　業　所 → 市町村役場（記載例１・２参照）

届出書のＡ欄に記入の上、事業所から直接市町村役場へ提出。
なお、未徴収税額を一括徴収される場合は、Ｂ欄への記載をお願いします。

●就職の場合 新事業所 → 市町村役場（記載例３参照）

届出書Ａ欄の給与所得者の氏名およびＤ欄に事業所名を記入の上、市町村役場へ提出。
なお、従業員に普通徴収税額がある場合は、納付済期を確認の上、Ｃ欄への記載をお願いします。

●転勤・転職の場合 旧事業所 → 新事業所 → 市町村役場（記載例４参照）

１．旧事業所での処理……Ａ欄およびＣ欄に記入し新事業所へ送付。
２．新事業所での処理……Ｃ欄の月を確認の上、Ｄ欄に記入し市町村役場へ提出。

「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

※給与所得者が転居したことにより、現在市町村民税・県民税を課税している市町村と、次年度分の給与支払報告書を提出した市町村が異なる場合には、両方の市町村へ「給与所得者異動届出書」を提出してください。

記載例１．退職（特別徴収→普通徴収）

給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、非課税の方も含めてすみやかに提出してください

※処理事項	１．現年度	２．新年度	３．両年度

A

令和 6 年 10 月 15 日

市町村長殿

○○

給与支払者（特別徴収義務者）	
所在地	郵便番号 △△△−△△△△ ○○市○○町３０５０番地
名称	(株)伊那商会
代表者の職氏名	伊那五郎
個人番号又は法人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

特別徴収義務者指定番号	01654321
整理番号	0021
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係：経理係
	氏名：木村 剛
	電話：（0265） 12 − 2345 番

給与所得者		(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済税額	(ウ)未徴収税額(ア)−(イ)	異動年月日
フリガナ	ミヤタ シオリ	80,300円	6月から10月まで	11月以降	令和 6 年 10 月 15 日
氏名	宮田 しおり				
生年月日	S60年 9月 20日 (旧姓 上杉)				
個人番号	9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0				
受給者番号					
1月1日現在の住所	中川村 大草1000		34,100円	46,200円	
異動後の住所	伊那市下新田3382−2				

異動の事由
① 退職 (普)・障
2. 転勤
3. 休職
4. 長期欠勤
5. 死亡
6. 合併
7. 会社解散
8. 住所誤報
9. その他
(特別徴収不可)

異動後の未徴収税額の徴収
1. 特別徴収継続
2. 一括徴収
③ 普通徴収
※3を選択した場合は、一括徴収できない理由を選択してください。

一括徴収した税額は 月分で 納入します。 月 日 納入

＊「9.その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 普B	他の事業所で特別徴収(例：乙欄適用者)
2 普C	給与が少なく税額が引けない(例：年間の給与支給額〇〇万円以下)
3 普D	給与の支払いが不定期(例：給与の支払いが毎月でない)
4 普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)

◎退職等による残税額の「一括徴収」について次の欄に記入してください。
（１月１日～４月30日までの退職は一括徴収が義務づけられています。）

B 一括徴収

一括徴収の理由	徴収予定 月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)	一括徴収しない理由
1. 異動が12月31日までで、申出があったため 月 日申出	・	円	円	① 異動の日が6月1日～12月31日までの間で、本人から申出がないため。
2. 異動が1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円		2. 異動の日が1月1日～4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の額)を超える給与、又は退職手当の支払いがないため。
異動者印	・	円		3.

◎就職・転勤等により新しい勤務先において特別徴収を希望される場合は、次の欄に記載してください。

C

1.就職 2.転勤 3.その他 のうち、該当番号 番により、普通徴収の＿＿期から４期までを＿＿月分から特別徴収し納入する。

受給者番号

D

給与支払者（特別徴収義務者）	
所在地	郵便番号 −
フリガナ	
名称	
代表者の職氏名	
個人番号又は法人番号	

特別徴収義務者指定番号	
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係：
	氏名：
	電話：（ ） − 番
給与支払方法及びその期日	
特徴納入書の送付	必要 不要

ご注意

1. 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2. 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。新勤務先では、下段(転勤等による特別徴収届出書)の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませたうえで、一月一日現在の住所地(課税地)の市町村長に送付してください。「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
3. 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
4. ※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。

記載例２．退職（一括徴収）

給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、非課税の方も含めてすみやかに提出してください

※処理事項	1．現年度	2．新年度	3．両年度

ご注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませたうえで、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

4 ※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。

A

令和 6 年 12 月 24 日

○○ 市町村長殿

給与支払者（特別徴収義務者）		
所在地	郵便番号 △△△−△△△△	○○市△△ 1500番地
名称		（有）辰野建材
代表者の職氏名		山田一朗
個人番号又は法人番号		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

特別徴収義務者指定番号	00000174
整理番号	0001
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係：給与係
	氏名：山田 まゆ
	電話：（0266） 00 − 0123 番

給与所得者					
フリガナ	イナバ タテシ				
氏名	稲葉 建				
生年月日	S32年 7月 21日	（旧姓 ）			
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3				
受給者番号					
1月1日現在の住所	南箕輪村３００				
異動後の住所	同上				

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済税額	（ウ）未徴収税額（ア）−（イ）	異動年月日
104,900円	6月から12月まで 61,400円	1月以降 43,500円	令和 6 年 12 月 31 日

異動の事由
① 退職（普・障）
2. 転勤
3. 休職
4. 長期欠勤
5. 死亡
6. 合併
7. 会社解散
8. 住所誤報
9. その他（特別徴収不可）

異動後の未徴収税額の徴収
1. 特別徴収継続
② 一括徴収
3. 普通徴収
※3を選択した場合は、一括徴収できない理由を選択してください。

一括徴収した税額は 1 月分で納入します。 2 月10 日納入

＊「9.その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 普B	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）
2 普C	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額○○万円以下）
3 普D	給与の支払いが不定期（例：給与の支払いが毎月でない）
4 普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）

◎退職等による残税額の「一括徴収」について次の欄に記入してください。
（１月１日～４月30日までの退職は一括徴収が義務づけられています。）

B 一括徴収

一括徴収の理由
1. 異動が12月31日までで、申出があったため（ 12 月 31 日申出）
2. 異動が1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため

異動者印 稲葉

徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記（ウ）と同額）
12・28	8,700 円	43,500 円
・	円	
・	円	

一括徴収しない理由
① 異動の日が6月1日～12月31日までの間で、本人から申出がないため。
2. 異動の日が1月1日～4月30日までの間で、残税額(上記（ウ）の額)を超える給与、又は退職手当の支払いがないため。
3.

◎就職・転勤等により新しい勤務先において特別徴収を希望される場合は、次の欄に記載してください。

C

1.就職 2.転勤 3.その他 のうち、該当番号 番により、普通徴収の ＿＿ 期から４期までを ＿＿ 月分から特別徴収し納入する。

受給者番号

D

給与支払者（特別徴収義務者）		
所在地	郵便番号 −	
フリガナ		
名称		
代表者の職氏名		
個人番号又は法人番号		

特別徴収義務者指定番号	
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係：
	氏名：
	電話：（ ） — 番
給与支払方法及びその期日	
特徴納入書の送付	必要 不要

記載例３．就職（特別徴収の開始）

給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、非課税の方も含めてすみやかに提出してください

※処理事項	1．現年度	2．新年度	3．両年度

A

令和 6 年 9 月 8 日

市町村長殿

○○

給与支払者（特別徴収義務者）	
所在地	郵便番号 －
名称	
代表者の職氏名	
個人番号又は法人番号	

特別徴収義務者指定番号	
整理番号	
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号 係	
氏名	
電話	（　　）　－　　番

給与所得者					
フリガナ	ハセベ　コウシ				
氏名	長谷部　浩志				
生年月日	H6年 2月 9日	（旧姓　　）			
個人番号	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7				
受給者番号					
1月1日現在の住所	箕輪町大字中箕輪５３１				
異動後の住所	同上				

(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日
円	月から 月まで	月以降	令和　年 月　日
	円	円	

異動の事由
1. 退職（普・障）
2. 転勤
3. 休職
4. 長期欠勤
5. 死亡
6. 合併
7. 会社解散
8. 住所誤報
9. その他（特別徴収不可）

異動後の未徴収税額の徴収
1. 特別徴収継続
2. 一括徴収
3. 普通徴収

※3を選択した場合は、一括徴収できない理由を選択してください。

一括徴収した税額は　月分で納入します。　月　日納入

＊「9.その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 普B	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）
2 普C	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額〇〇万円以下）
3 普D	給与の支払いが不定期（例：給与の支払いが毎月でない）
4 普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）

◎退職等による残税額の「一括徴収」について次の欄に記入してください。
（１月１日～４月30日までの退職は一括徴収が義務づけられています。）

B 一括徴収

一括徴収の理由	徴収予定			一括徴収しない理由
1．異動が12月31日までで、申出があったため　月　日申出	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)と同額）	① 異動の日が6月1日～12月31日までの間で、本人から申出がないため。
2．異動が1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	円	2. 異動の日が1月1日～4月30日までの間で、残税額(上記（ウ）の額)を超える給与、又は退職手当の支払いがないため。
異動者印	・	円		3.
	・	円		

◎就職・転勤等により新しい勤務先において特別徴収を希望される場合は、次の欄に記載してください。

C

1.就職 2.転勤 3.その他 のうち、該当番号　　番により、普通徴収の 3 期から４期までを 10 月分から特別徴収し納入する。

受給者番号

D

給与支払者（特別徴収義務者）	
所在地	郵便番号 〇〇〇－〇〇〇〇　〇〇郡△△町 ３３３番地
フリガナ	コマガネ コウギョウ
名称	（株）駒ヶ根工業
代表者の職氏名	加藤　晴彦
個人番号又は法人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

特別徴収義務者指定番号	00357900
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号 係	給与係
氏名	名取　ちえみ
電話	（0265）　99 － 9999番
給与支払方法及びその期日	25日締め 30日支払
特徴納入書の送付	必要・不要

ご注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませたうえで、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

4 ※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。

記載例４．転勤（特別徴収の継続）

給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

※処理事項	1．現年度	2．新年度	3．両年度

◎異動があった場合は、非課税の方も含めてすみやかに提出してください

ご注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませたうえで、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の「個人番号」は、前勤務先へ送付願います。

3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

4 ※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。

A

令和 6 年 10 月 12 日

○○ 市町村長殿

給与支払者（特別徴収義務者）		
所在地	郵便番号 ○○○−○○○○	○○市△△ 2525
名称		（株）中川通運 ○○支店
代表者の職氏名		滝沢祐二
個人番号又は法人番号		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

特別徴収義務者指定番号	00135790
整理番号	0001

連絡者の係及び氏名並びにその電話番号		
	係	人事係
	氏名	松本 由香
	電話	（0265） 70 − 0000番

給与所得者					
フリガナ	イイジマ コウイチ				
氏名	飯島 光一				
生年月日	S45年 10月 15日	（旧姓 ）			
個人番号	7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8				
受給者番号					
1月1日現在の住所	伊那市 高遠町 西高遠20				
異動後の住所	飯島町 飯島3800				

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済税額	（ウ）未徴収税額（ア）−（イ）	異動年月日
134,500円	6月から11月まで	12月以降	令和 6 年 11 月 29 日
	67,300円	67,200円	

異動の事由
1. 退職（普・障）
2. 転勤
3. 休職
4. 長期欠勤
5. 死亡
6. 合併
7. 会社解散
8. 住所誤報
9. その他（特別徴収不可）

異動後の未徴収税額の徴収
1. 特別徴収継続
2. 一括徴収
3. 普通徴収

※3を選択した場合は、一括徴収できない理由を選択してください。

一括徴収した税額は 月分で 納入します。 月 日 納入

＊「9.その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1	普B	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）
2	普C	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額○○万円以下）
3	普D	給与の支払いが不定期（例：給与の支払いが毎月でない）
4	普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）

◎退職等による残税額の「一括徴収」について次の欄に記入してください。
（１月１日〜４月30日までの退職は一括徴収が義務づけられています。）

B 一括徴収

一括徴収の理由	徴収予定			一括徴収しない理由
1．異動が12月31日までで、申出があったため 月 日申出	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記（ウ）と同額）	① 異動の日が6月1日〜12月31日までの間で、本人から申出がないため。
2．異動が1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	円	2. 異動の日が1月1日〜4月30日までの間で、残税額(上記（ウ）の額)を超える給与、又は退職手当の支払いがないため。
異動者印	・	円		3.
	・	円		

◎就職・転勤等により新しい勤務先において特別徴収を希望される場合は、次の欄に記載してください。

C

1.就職 2.転勤 3.その他 のうち、該当番号 番により、普通徴収の＿＿期から4期までを 12 月分から特別徴収し納入する。

受給者番号

D 給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	郵便番号 △△△−○○○○	○○町○○ 6500番地
フリガナ		ナカガワ ツウウン
名称		（株）中川通運
代表者の職氏名		北村 徹
個人番号又は法人番号		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

特別徴収義務者指定番号	00246800
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係：庶務係
	氏名：北村 秋子
	電話：（0265） 77 − 0000番
給与支払方法及びその期日	○日締め ○日支払
特徴納入書の送付	必要 ・ 不要

給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、非課税の方も含めてすみやかに提出してください

※処理事項	1．現年度	2．新年度	3．両年度

令和　　年　　月　　日

市町村長殿

給与支払者（特別徴収義務者）	
所在地	郵便番号 ―
名称	
代表者の職氏名	
個人番号又は法人番号	

特別徴収義務者指定番号	
整理番号	

連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	
係	
氏名	
電話	（　　）　―　　番

給与所得者		(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日
フリガナ		円	月から 月まで	月以降	令和　年 月　日
氏名			円	円	
生年月日	年　月　日　（旧姓　　）				
個人番号					
受給者番号					
1月1日現在の住所					
異動後の住所					

異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	一括徴収した税額は
1. 退職（普・障） 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 合併 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 （特別徴収不可）	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 ※3を選択した場合は、一括徴収できない理由を選択してください。	月分で納入します。 月　日納入

＊「9.その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 普B	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）
2 普C	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額〇〇万円以下）
3 普D	給与の支払いが不定期（例：給与の支払いが毎月でない）
4 普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）

◎退職等による残税額の「一括徴収」について次の欄に記入してください。
（１月１日～４月30日までの退職は一括徴収が義務づけられています。）

一括徴収	一括徴収の理由	徴収予定 月　日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)と同額）	一括徴収しない理由
	1．異動が12月31日までで、申出があったため　月　日申出 2．異動が1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	円	1. 異動の日が6月1日～12月31日までの間で、本人から申出がないため。 2. 異動の日が1月1日～4月30日までの間で、残税額(上記（ウ）の額)を超える給与、又は退職手当の支払いがないため。 3.
	異動者印	・	円		
		・	円		

◎就職・転勤等により新しい勤務先において特別徴収を希望される場合は、次の欄に記載してください。

1.就職 2.転勤 3.その他 のうち、該当番号　　番により、普通徴収の＿＿期から４期までを＿＿月分から特別徴収し納入する。

受給者番号

給与支払者（特別徴収義務者）	
所在地	郵便番号 ―
フリガナ	
名称	
代表者の職氏名	
個人番号又は法人番号	

特別徴収義務者指定番号	
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係
	氏名
	電話　（　　）　―　　番
給与支払方法及びその期日	
特徴納入書の送付	必要　不要

ご注意

1. 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2. 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませうえで、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
3. 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
4. ※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

※処理欄	

令和　年　月　日 殿	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地（住所）	〒	指定番号		
		名称（氏名）		この届に応答される方	係	
		代表者の氏名印			氏名	
					電話	（　）
		法人番号				

変更年月日	令和　年　月　日

事項	変更前	変更後
フリガナ		
所在地（住所）	〒	〒
フリガナ		
方書（ビル名・階数等）		
フリガナ		
名称（氏名）		
電話	（　　）	（　　）
変更理由（該当番号に〇）	1. 事務所等移転　2. 送付先変更　3. 社名（名称）変更　4. 法人成り　5. 個人事業化　6. 給与事務の統合 7. 合併による変更　8. 分割による変更　9. その他（　　）	
備考		

○所在地・方書・名称には誤読をさけるために、必ず **フリガナ** を記入してください。